

富士市起業創業ガイド発行に関する仕様書

発行する冊子	富士市起業創業ガイド
内容	富士市の起業・創業後の諸手続きや富士市の支援施策等について、起業・創業間もない事業者等に周知するために情報をまとめたものの。
規格	サイズ A5 紙 質 コート紙又はマットコート紙 頁 数 広告含めおよそ 50 頁 刷 色 フルカラー
広告割合	誌面に占める広告の割合は概ね 3 割までとする。
発行部数	1,000 部
発行回数	1 回
納期 (予定)	令和 8 年 11 月 2 日
納品方法	50 部ごと梱包し、地域産業支援センターまで納品すること。
配布期間 (予定)	令和 8 年 11 月 2 日～令和 9 年 10 月 29 日
配布対象	・ 起業創業間もない市内事業者 ・ 富士市にて起業創業を考えている方
配布方法	・ 地域産業支援センターへ相談に来る起業創業後間もない相談者へ手渡し ・ 支援機関等へ配架
業務内容	①市から提供された掲載情報の編集・校正 ②表紙のデザイン及び本文のレイアウト ③協賛企業の募集及び広告の掲載 ④冊子の印刷、製本、納品
校正	文字校正 4 回、色校正 1 回
データの提供	各冊子の PDF データを納期に合わせて納品すること。(市ウェブサイト掲載用)

【留意事項】

- 1 本仕様書は、富士市起業創業ガイドの制作に係る基準を示すものであり、規格や発行部数等、これに示す仕様を上回ることを妨げるものではない。
- 2 市は、富士市起業創業ガイドの作成に必要な情報を WordやExcelなど電子データで提供するものとする。なお、この情報は提供時点で正確なものであることに努め、その責任を負う。
- 3 広告料の設定及び広告の募集は協働事業者の責任で行い、広告掲載企業については、できる限り市内事業者とすること。
- 4 広告内容に関して、市は一切責任を負わないものとし、協働事業者または広告主が負う。
- 5 富士市起業創業ガイドの巻末等に、広告掲載企業の全てを「協賛企業」として紹介するページを設け、富士市起業創業ガイドが広告掲載企業による協賛金により無償発行された旨を説明するものとする。
- 6 原稿内への広告掲載の有無は広告主の判断に基づき、協働事業者が決定するものとする。
- 7 発行または内容に関して第三者から苦情等が生じた場合は、速やかに問題解決のために市と協議のうえ対応すること。
- 8 協働事業者は、協定期間内において、落丁や乱丁などがあるときは、必要に応じてその差し替え要望に対応するものとする。
- 9 本市が過去に発行した同様の富士市起業創業ガイドの内容に捉われず、協働事業者の独自性や本市の特性を反映した制作に努めること。
- 10 協働事業者は、富士市起業創業ガイドの制作に係る費用の確保に努めるとともに、費用の確保ができなかった場合にあっては、不足分を協働事業者が負担し、業務を遂行すること。
- 11 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- 12 富士市起業創業ガイドの制作期間中において、定期的に市の担当者と進捗状況の報告等に係る打ち合わせの場を設けること。
- 13 その他、制作に当たり、全般にわたって市と連絡、調整を行うこととする。
- 14 協定書及び仕様書に記載されている内容の変更する場合、両者協議の上、変更すること。
- 15 市が提供する行政情報等の著作権は、全て市に帰属し、協働事業者が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、市の許可を得るものとする。
- 16 行政情報等を除く協働事業者が製作する情報及び広告の著作権は、協働事業者に帰属し、市が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、協働事業者の許可を得るものとする。

担 当	富士市産業交流部産業支援課 地域産業支援センター 松葉・渡邊 TEL：0545-52-6777／FAX：0545-52-6788
-----	---